

偽造キャッシュカード問題に対する金融機関の取組み状況概要 (平成 17 年 12 月末)

アンケートの対象

日本国内でキャッシュカードを発行している金融機関(590)

- ・ 主要行等(12)、地方銀行(65)、第二地方銀行(48)
- ・ その他の銀行(9)(新たな形態の銀行(5)、外国銀行(4))
- ・ 信用金庫(294)、信用組合(149)、労働金庫(13)

I. 認証の技術

① ICカードの導入:

「発行済み」:前回調査(17年4月末)6→今回調査 28

※ なお、カード総発行枚数に占めるICカードの割合は 1.2%、全ATMに占めるIC対応ATMの割合は 9.9%、IC対応ATMの店舗への導入率は 9.5%だが、主要行等に限ればそれぞれ 2.9%、34.6%、58.6%。

② 生体認証の導入:

「導入済み」:前回調査 2→今回調査 15

※ 導入予定も含めた認証方式は、「手のひら静脈」:27 金融機関、「指静脈」:28 金融機関

II. 情報漏えい防止

① 類推されやすい暗証番号を個別に検知し変更を誘導する機能:「導入済み」は 206 金融機関

② 預金者に対し生年月日を暗証番号としない旨、個別的・具体的・複数回にわたる働きかけ:「実施済み」は 187 金融機関

III. 異常取引検知

○ 異常取引検知システムの導入:

「導入済み」:前回調査 44→今回調査 319

IV. その他

① ATMコーナーの防犯ビデオカメラ映像保存期間:「3ヶ月以上」は 450 金融機関

② ジャーナルの保存期間:「1年以上」は 537 金融機関

③ カード紛失時等の出金停止対応窓口:「24時間対応」は 199 金融機関

④ 被害者への対応マニュアルの制定:

「制定済み」:前回調査 57→今回調査 175

⑤ 被害補償に係る専門窓口設置:「設置済み」は 295 金融機関

⑥ 内部監査によるFISC「安全対策基準」への適合性の確認:「実施済み」は 116 金融機関